

第1835号
令和6年4月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例

1

(民事)

- 消費者裁判手続特例法2条4号所定の共通義務確認の訴えについて同法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例

(令和4年(受) 第1041号・令和6年3月12日 第三小法廷判決 破棄自判)

(刑事)

- 公職選挙法142条1項、243条1項3号と憲法21条

(令和5年(あ) 第1305号・令和6年3月8日 第二小法廷判決棄却)

◎記事

5

- 広報テーマ(5月分)
- 叙位・叙勲(1月分、死亡者のみ)
- 人事異動(3月8日～3月17日)

◎最高裁判所通達・通知

6

- 大法廷首席書記官等に関する規則の運用通達及び訟廷管理官の下に置く係通達の改正について
- 最高裁判所事務総局等の組織通達及び職制の実施通達の改正について
- 「下級裁判所の事務局等の組織について」「総括企画官、文書企画官及び企画官の設置について」「課長補佐の設置について」「課に置く係について」の改正について
- 民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所の指定について
- 民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を置く地方裁判所の指定について
- 次席書記官を置く高等裁判所等の指定並びに次席書記官の員数の定めについて
- 裁判部企画官を置く高等裁判所等の指定及び裁判部企画官の員数の定めについて
- 民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について

◎最高裁判所規則・規程

8

- 大法廷首席書記官等に関する規則の一部改正について
- 最高裁判所事務総局規則の一部改正について
- 不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則について
- 裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則
- 事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則について
- 裁判所職員総合研修所規程の一部改正について
- 最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部改正について

裁判例

民事

◎消費者裁判手続特例法2条4号所定の共通義務確認の訴えについて同法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当するとした原審の判断に違法があるとされた事例

件名 共通義務確認請求事件

最高裁判所令和4年(受)第1041号
令和6年3月12日 第三小法廷判決 破棄自判

上告人 特定非営利活動法人消費者機構日本
被上告人 株式会社ONE MESSAGE
ほか1名

原 審 東京高等裁判所

主 文

原判決を破棄し、第1審判決を取り消す。
本件を東京地方裁判所に差し戻す。

理 由

上告代理人仲居康雄ほかの上告受理申立て理由(ただし、排除された部分を除く。)について

1 上告人は、消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律(令和4年法律第59号による改正前の題名は「消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」。以下「法」という。)2条10号にいう特定適格消費者団体である。本件は、上告人が、被上告人らが第1審判決別紙対象消費者目録記載の各消費者(以下「本件対象消費者」という。)に対して虚偽又は実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をして商品を販売するなどしたことが不法行為に該当すると主張して、被上告人らに対し、平成29年法律第45号による改正前の法3条1項5号又は同改正後の同項4号に基づき、被上告人らが本件対象消費者に対して上記商品の売買代金相当額等の損害賠償義務を負うべきことの確認を求めて、法2条4号所定の共通義務確認の訴えを提起した事案である。

2 原審の確定した事実関係の概要は、次のとおりである。

(1) 被上告人株式会社ONE MESSAGE(以下「被上告人会社」という。)は、平成28年10月

頃、仮想通貨の内容等を解説する第1審判決別紙商品等目録記載(1)の商品(仮想通貨バイブルと称するDVD5巻セット。以下「本件商品(1)」という。)及び同目録記載(2)の商品(本件商品(1)にVIPクラスと称する複数の特典を附加したもの。以下「本件商品(2)」という。)の購入を勧誘するためのウェブサイト(以下「本件ウェブサイト」という。)を設け、これらの商品の販売を開始した。なお、本件商品(1)の価格は、4万9800円又は5万9800円であり、本件商品(2)の価格は、9万8000円であった。

(2) 本件ウェブサイトには、本件商品(1)及び(2)について説明し、その購入を勧誘する文言として、「ハイパー・ミリオネア・Y₁が参加者にわずか3ヶ月で16億円稼がせた“秘密の手続き”で日本人全員を億万長者にする歴史的プロジェクトが遂に始動!」、「これからあなたに実践者がたった半年ほどの間に16億円も稼いでしまった日本初公開の最新の方法をお伝えしていこうと思います。すでに実践中の彼らは3年以内に確実に億万長者になると断言します。」、「史上最高のタイミング、史上最高の指導者による塾生に3ヶ月で16億円稼がせたノウハウを完全解説した『仮想通貨バイブル』を公開します…この教材は『暗号通貨で稼ぐ』ことに特化した世界初の教材です。」、「より『確実』に、より『早く』億万長者になりたいという方を対象としたVIPクラスをご用意しました。」等が掲載されていた。

(3) 被上告人会社は、本件商品(1)及び(2)の購入者に対し、被上告人Y₁が第1審判決別紙商品等目録記載(3)の商品(パルテノンコースと称するサービス。以下、「本件商品(3)」といい、本件商品(1)及び(2)と併せて「本件各商品」という。)を説明する内容の動画(以下「本件動画」という。)を公開して、本件商品(3)の販売を開始した。本件商品(3)は、その購入者にハイスピード自動AIシステムと称するサービス等を提供するものであり、上記購入者が上記システムにログインして投資額等を設定することにより、特定のトレーダーが行う金融取引と同様の取引を行うことができるというものであった。なお、本件商品(3)の価格は、49万8000円であった。

(4) 被上告人Y₁は、本件動画において、「金融系のシステムが世界で最も進歩している国であるイスラエルのある企業との業務提携が実現し、日本初公開となるシステムを特別に提供することができるようになったのです。」、「あなたがハイスピード自動AIシステムを使ってお金を稼ぐためにやることは簡単な初期設定だけです。」、「AIがあなたの代わりに24時間365日、あなたのお金を増やし続けてくれるのです。」等と説明した。

(5) 本件各商品の購入者数は、本件商品(1)が約400人、本件商品(2)が約1500人、本件商品(3)が約1200人であった。

3 原審は、上記事実関係の下において、要旨次のとおり判断して、本件訴えを却下すべきものとした。

仮に、被上告人らによる本件各商品の購入の勧誘等が不法行為となり、これによって、本件対象消費者が誰でも確実に稼ぐことができる簡単な方法があると誤信したとしても、そもそも投資等においてそのような方法があるとは容易に想定し難く、本件対象消費者につき、仮想通貨への投資を含む投資の知識や経験の有無及び程度、本件各商品の購入に至る経緯等の事情は様々であることからすれば、過失相殺について、本件対象消費者ごとにその過失の有無及び割合を異にする。また、本件対象消費者が本件各商品を購入した動機については、誰でも確実に稼ぐことができる簡単な方法があると誤信した場合のほか、そのような誤信をせずに、単に仮想通貨で稼ぐ方法に興味を抱いた場合も想定され、本件対象消費者ごとに因果関係の存否に関する事情も様々である。したがって、本件については、法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当する。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

法は、消費者契約に関して相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するため、共通義務確認訴訟において、事業者がこれらの消費者に対して共通の原因に基づき金銭の支払義務を負うべきことが確認された場合に、当該訴訟の結果を前提として、簡易確定手続において、対象債権の存否及び内容に関し、個々の消費者の個別の事情について審理判断をすることを予定している（2条4号、7号参照）。そうすると、法3条4項により簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であるとして共通義務確認の訴えを却下する能够のは、個々の消費者の対象債権の存否及び内容に関して審理判断をすることが予想される争点の多寡及び内容、当該争点に関する個々の消費者の個別の事情の共通性及び重要性、想定される審理内容等に照らして、消費者ごとに相当程度の審理を要する場合であると解される。

これを本件についてみると、上告人が主張する被上告人らの不法行為の内容は、被上告人らが本件対象消費者に対して仮想通貨に関し誰でも確実に稼ぐことができる簡単な方法があるなどとして、本件各商品につき虚偽又は実際とは著しくかけ離れた誇大な効果を強調した説明をしてこれらを販売するなどしたというも

のであるところ、前記事実関係によれば、被上告人の説明は本件ウェブサイトに掲載された文言や本件動画によって行われたものであるから、本件対象消費者が上記説明を受けて本件各商品を購入したという主要な経緯は共通しているということができる上、その説明から生じ得る誤信の内容も共通しているということができる。そして、本件各商品は、投資対象である仮想通貨の内容等を解説し、又は取引のためのシステム等を提供するものにすぎず、仮想通貨への投資そのものではないことからすれば、過失相殺の審理において、本件対象消費者ごとに仮想通貨への投資を含む投資の知識や経験の有無及び程度を考慮する必要性が高いとはいえない。また、本件対象消費者につき、過失相殺をするかどうか及び仮に過失相殺をするとした場合のその過失の割合が争われたときには、簡易確定手続を行うこととなる裁判所において、適切な審理運営上の工夫を講ずることも考えられる。これらの事情に照らせば、過失相殺に関して本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえない。さらに、上記のとおり、本件対象消費者が上記説明を受けて本件各商品を購入したという主要な経緯は共通しているところ、上記説明から生じた誤信に基づき本件対象消費者が本件各商品を購入したと考えることには合理性があることに鑑みれば、本件対象消費者ごとに因果関係の存否に関する事情が様々であるとはいえないから、因果関係に関して本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえない。

以上によれば、過失相殺及び因果関係に関する審理判断を理由として、本件について、法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」に該当するとした原審の判断には、同項の解釈適用を誤った違法がある。そして、他に予想される当事者の主張等を考慮し、個々の消費者の対象債権の存否及び内容に関して審理判断をすることが予想される争点の多寡及び内容等に照らしても、本件対象消費者ごとに相当程度の審理を要するとはいえない。

5 したがって、原審の上記判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない。そして、第1審判決を取り消し、更に審理を尽くさせるため、本件を第1審に差し戻すべきである。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官宇賀克也、同林道晴の各補足意見がある。

裁判官林道晴の補足意見は、次のとおりである。

私は、法廷意見に賛同するものであるが、補足して若干意見を述べておきたい。

法3条4項にいう「簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」（以下「本要件」という。）とは、法廷意見が指摘するとおり、消費者ごとに相当程度の審理を要する場合をいうものと解されるが、同項は、直接的には、簡易確定手続における審理判断の困難性に着目した規定ぶりとなっていることに照らせば、本要件に該当するか否かを判断するに当たっては、簡易確定手続の審理を担当する裁判所が講じ得る審理運営上の工夫を十分考慮に入れる必要がある。

通常、共通義務確認訴訟の段階では、個々の消費者の個別の事情についてはいまだ明らかでないことが少なくないと思われるものの、本件のように、消費者契約に至る主要な経緯等が客観的な状況等からみて共通しているということができるような場合には、上記経緯等についての個々の消費者の個別の事情に係る争点に関しては、陳述書等の記載内容を工夫することなどにより、簡易確定手続の審理を合理的に行うことができるのではないかと思われる。また、当事者多数の訴訟において、仮に過失相殺をするとした場合には、当事者（被害者）ごとに存する事情を分析、整理し、一定の範囲で類型化した上で、これに応じて過失の割合を定めるなどの工夫が行われているところであり、同様の工夫は、簡易確定手続においてもなし得るものと考えられる。民事裁判の実務において培われてきたこのような種々の審理運営上の工夫を考慮し、相当多数の消費者に生じた財産的被害を集団的に回復するという法の立法趣旨をも踏まえて、本要件の該当性を判断することが相当であろう。

裁判官宇賀克也は、裁判官林道晴の補足意見に同調する。

（裁判長裁判官 長嶺安政 裁判官 宇賀克也 裁判官
林道晴 裁判官 今崎幸彦）

刑事

◎公職選挙法142条1項、243条1項
3号と憲法21条

件名 公職選挙法違反被告事件

最高裁判所令和5年(あ)第1305号
令和6年3月8日 第二小法廷判決棄却

被告人 福間裕隆

原審 広島高等裁判所松江支部

主文

本件上告を棄却する。

理由

弁護人安田寿朗の上告趣意のうち、公職選挙法142条1項、243条1項3号の各規定について憲法21条違反をいう点は、公職選挙法の上記各規定が憲法21条に違反しないことは、当裁判所の判例（最高裁昭和43年(あ)第2265号同44年4月23日大法廷判決・刑集23巻4号235頁）の趣旨に従して明らかである（最高裁昭和55年(あ)第1577号同57年3月23日第三小法廷判決・刑集36巻3号339頁参照）から、理由がなく、その余は、憲法違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑訴法405条の上告理由に当たらない。

よって、同法408条により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官
岡村和美 裁判官 尾島 明)

記事

◎広報テーマ(5月分)

15th 平成21年5月21日にスタートした裁判員制度は、国民の皆さまのご参加・ご協力に支えられ、令和6年5月21日に15周年を迎えます。

そもそも裁判員制度ってどんな制度だっけ?

裁判員制度とは、国民の中から選ばれた6人の裁判員が刑事裁判に参加し、3人の裁判官とともに、被告人が有罪かどうか、有罪の場合、どのような刑にするのかを決める制度です。

18歳、19歳も裁判員に!

令和5年からは、18歳、19歳の方も裁判員に選ばれるようになりました。民法改正に伴い、成年年齢が18歳に引き下がれたことによるものです。

裁判員に選ばれる確率って…

裁判員は、衆議院議員の選挙人名簿に登録された有権者の中から、くじにより無作為に選ばれます。実際には裁判員に選ばれる確率は…

全国で1年あたり、全有権者の約16,600人に1人程度(約0.01%)です。

確率はすごく低く感じるかもしれないね。でも裁判員制度がスタートしてからこれまで、約12万人の方に裁判員・補充裁判員として参加していただいているんだ。

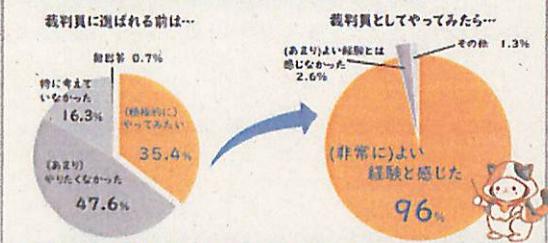
次に実際に裁判員を経験した方の声を紹介するね!

裁判員を経験された方の声

他人のこれまでの人生に重大な影響のある選択を、裁判官、裁判員で十分に話し合うことで、一般的には経験できない貴重な経験になった。(10代、学生)

裁判を決める際も、裁判員をする前は、裁判官の方の意見が中心になるのだろうと思っていたが、裁判官、裁判員と公平に話し合いができたことにやりがいを感じた。この度は貴重な経験をさせていただきました。(30代、お勤め)

裁判員に選ばれる前と後の気持ちの変化は?



アンケートによると、選ばれる前に「(積極的に)やってみたい」と思っていた方の割合は35.4%でしたが、参加後には96%の方が「(非常に)よい経験」と感じられており、充実感をもって参加していただけたことがうかがえます。

裁判員制度は、これまで多くの国民の皆さまのご参加により、15年間にわたり実施されてきました。引き続きご理解とご協力をお願いします。

Q 裁判員制度をもっと詳しくお知りになりたい方へ!

ウェブサイトはこちら

<https://www.seibonin.courts.go.jp/>



◎叙位・叙勲(1月分、死亡者のみ)

別紙「叙位・叙勲(令和6年1月、死亡者のみ)」のとおり

◎人事異動

定年退官

さいたま家庭・地方裁判所川越支部判事 小島法夫
名古屋高等裁判所判事 後藤眞知子
福岡家庭裁判所長 岩木宰

(以上3月8日)

福岡家庭裁判所長

岡山家庭裁判所長 永井尚子

岡山家庭裁判所長

福岡高等裁判所判事 久保田浩史

福岡高等裁判所判事 松田典浩

宮崎地方・家庭裁判所長

宮崎地方・家庭裁判所長 沖中康人

さいたま地方・家庭裁判所判事 鈴木尚久

(以上3月9日)

事務総局行政局付

静岡地方・家庭裁判所判事補 白井宏和

(3月11日)

司法研修所教官

東京地方裁判所判事 佐伯良子

横浜地方裁判所判事 大西恵美

(以上3月14日)

福岡地方・家庭裁判所判事補

大竹泰章

(3月17日)

最 高 裁 判 所 通 達**『大法廷首席書記官等に関する規則の運用通達及び訟廷管理官の下に置く係通達の改正について』**

裁判所におけるより質の高い裁判を実現するため、大法廷首席書記官等に関する規則が改正され、各官職の設置等を見直したこと等に伴い、同規則の運用通達及び訟廷管理官の下に置く係通達が改正されました。

各通達の主な改正点等は、次のとおりです。

**1 大法廷首席書記官等に関する規則の運用について
(依命通達)**

- (1) 首席書記官が指導監督につき補佐させることのできる対象に裁判部企画官が追加されました。
 - (2) 首席書記官がつかさどる訟廷事務に、事件に関するシステム等の利用等に関する事項等が追加されました。
 - (3) 次席書記官が行う首席書記官の補佐の内容を当該裁判所が定める旨の規定が加えられました。
 - (4) 訟廷管理官の下に置く係のうち最高裁判所の指定する係の係長につき、書記官又は事務官から命ずる旨の規定が加えられました。
 - (5) 裁判部企画官の職務の分担の調整を当該裁判所の長が行う旨の規定及び裁判部企画官の下に書記官及び事務官を配置することができる等の規定が加えられました。
- 2 訟廷管理官の下に置く係について (依命通達)
本通達において定める裁判所の訟廷管理官の下に、上記1(2)の訟廷事務等を分掌事務とする管理係を置く旨の規定が加えられました。

『最高裁判所事務総局等の組織通達及び職制の実施通達の改正について』

最高裁判所事務総局における事務の適正かつ円滑な運営を図るため、最高裁判所事務総局規則、最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程が改正されると共に、「最高裁判所事務総局等の組織について」「職制の実施について」の各通達が改正されました。

これらの通達改正は、最高裁判所事務総局における事務の適正かつ円滑な運営を図るための所要の整備を行ったものです。

『「下級裁判所の事務局等の組織について」「総括企画官、文書企画官及び企画官の設置について」「課長補佐の設置について」「課に置く係について」の改正について』

下級裁判所の事務局等の組織の見直しに伴い、標記の各通達が改正されました。

各通達の主な改正点等は次のとおりです。

- 1 下級裁判所の事務局等の組織について (依命通達)
高等裁判所事務局の総括企画官の下に専門職(専門官)を、家庭裁判所事務局の課に企画官を、それぞれ別に定めるところにより置くものとされました。
- 2 総括企画官、文書企画官及び企画官の設置について (依命通達)
企画官を置く下級裁判所の事務局の課及びその数の定めの一部が変更されました。
- 3 課長補佐の設置について (依命通達)
課長補佐を置く下級裁判所の事務局の課及びその数の定めの一部が変更されました。
- 4 課に置く係について (依命通達)
下級裁判所の課に置く係の定め等の一部が変更されました。

最高裁判所通知

《民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を置く地方裁判所の指定について》

《民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を置く地方裁判所の指定について》

《次席書記官を置く高等裁判所等の指定並びに次席書記官の員数の定めについて》

《裁判部企画官を置く高等裁判所等の指定及び裁判部企画官の員数の定めについて》

《民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等の指定並びに訟廷副管理官の員数について》

裁判所におけるより質の高い裁判を実現するため、大法廷首席書記官等に関する規則が改正され、各官職の設置等を見直したこと等に伴い、民事の首席書記官及び刑事の首席書記官並びに民事の訟廷管理官及び刑事の訟廷管理官を置く地方裁判所が指定され、次席書記官及び裁判部企画官を置く高等裁判所等の指定及び員数の定めがなされ、民事の訟廷副管理官及び刑事の訟廷副管理官又は民事の訟廷副管理官を置く高等裁判所等が指定されました。

◎裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則

(令和六年三月一日公布 最高裁判所規則第八号)

(規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。)

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎裁判官以外の裁判所職員の任免等に関する規則等の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添4のとおり

〔事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則について〕

標記の規則（令和六年最高裁判所規則第九号）が、令和六年三月一一日に公布されました。

この規則は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和五年法律第十七号）の施行に伴い、事件記録等の特別保存に関する規則について所要の整備を行うものです。

この規則は、本年四月一日から施行されます。

（規則の条文は電子決裁システムにより配信済み。）

◎事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則

(令和六年三月一日公布 最高裁判所規則第九号)

(規則本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添5のとおり

最高裁判所規程

《裁判所職員総合研修所規程の一部改正について》

裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程が制定され、令和六年四月一日から施行されます。この規程は、裁判所職員総合研修所の研修実施事務の合理化を図るため、所要の整備を行つたものです。

◎裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程

(令和六年一月三一日 最高裁判所規程第一号)

(規程本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。)

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

◎裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添6のとおり

《最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部改正について》

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程が制定され、令和六年四月一日から施行されます。

この規程は、最高裁判所事務総局における事務の適正かつ円滑な運営を図るため、サイバーセキュリティ管理官及びデジタル基盤管理官の新設等の所要の整備を行つたものです。

◎最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程

(令和六年一月一四日 最高裁判所規程第三号)

(規程本文は省略。条文に代えて、新旧対照条文を掲載。)

附則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

◎最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程新旧対照条文

新旧対照条文Ⅱ別添7のとおり

(別紙)

叙 位 · 叙 獲 (令和6年1月、死亡者のみ)

元日本弁護士連合会常務理事	吉 峯 康 博	1. 4	従五位
元日本弁護士連合会理事	泉 敬	1. 13	従五位
元釧路地方・家庭裁判所調停委員	前 田 豊 作	1. 17	正六位
元東京家庭裁判所八王子支部判事	太 田 剛 彦	1. 18	従四位 瑞小
元神戸地方・家庭裁判所調停委員	棄 原 昭	1. 18	従六位
大阪家庭裁判所堺支部判事	大 場 めぐみ	1. 19	正六位
元広島地方裁判所刑事首席書記官	角 謙 三	1. 21	正五位
元仙台地方裁判所刑事首席書記官	三 澤 宏	1. 22	正五位
元日本弁護士連合会常務理事	元 木 徹	1. 26	従五位

大法廷首席書記官等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

（伊朝の部分に改正部分）

判所、家庭裁判所及び簡易裁判所に最高裁判所の定める員数の次席書記官を置く。

判所及び簡易裁判所に民事の次席書記官及び刑事の次席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判

新

〔合議庭書記官〕
第三条 高等裁判所及び最高裁判所の指定する地方
裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官
を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に家事の首
席書記官及び少年の首席書記官を、その他の地方
裁判所及びその他の家庭裁判所に首席書記官をそ
れぞれ置く。

（首席書記官）

第三条 高等裁判所及び地方裁判所に民事の首席書記官及び刑事の首席書記官を、最高裁判所の指定する家庭裁判所に民事の首席書記官及び少年の首席書記官を、その他の家庭裁判所に首席書記官を置く。

の一般執務（家庭裁判所及び簡易裁判所の次席審
記官）にあつては、裁判所速記官の一般執務を除く
。）についての指導監督及び訟庭事務に關し、當
該裁判所の首席審記官を助ける。

第一項の規定による訴訟をもつた在日米軍官員の民事訴訟は、簡易裁判所の民事の次席書記官及び連記官の一般執務（簡易裁判所の民事の次席書記官及び連記官の一般執務を除く。）についての指導監督及び訴訟事務に關し、当該裁判所の民事の首席書記官又は刑事の首席書記官を助ける。

2
•
3
(略)

2 · 3

4 高等裁判所並びに第一項の規定による指定を受けた地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所速記官の一般執務について指導監督し、かつ、公廷事務をつかさどり、その他の地方裁判所の首席書記官は、当該地方裁判所の裁判所書記官及び裁判所速記官の一

4 高等裁判所及び地方裁判所の民事の首席書記官及び刑事の民事の首席書記官は、当該裁判所の民事又は刑事の事務を取り扱う裁判所書記官及び裁判所連記官の一般執務について指導監督し、かつ、訟廷事務をつかさどる。

かきどる。

5・6 (四上)

第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁

第四条 最高裁判所の指定する高等裁判所、地方裁

最高裁判所事務総局規則の一部を改正する規則新旧対照表文

最高裁判所事務総局規則（昭和二十二年最高裁判所規則第十号）

（傍線の部分は改正部分）

	新	旧
第三条の二の二	最高裁判所事務総局に局又は課の所掌する事務を囲き、裁判所事務官をもつて充てる。	最高裁判所事務総局にデジタル審議官をもつて充てる。
2	デジタル審議官は、上司の命を受けて、事務総局の業務のうちデジタル化の推進、情報セキュリティの確保、情報システムの整備及び管理並びに統計情報に関する重要な事項の企画及び立案に携わし、関係事務を統括管理する。	デジタル審議官は、上司の命を受けて、その局又は課の業務のうち重要な事項の企画及び立案に携わる。
第六条の二	（略）	（新設）
2	デジタル審議官の下に、参事官（第五項において「デジタル審議官付参事官」という。）を置くことができる。	デジタル審議官の下に、デジタル審議官付を置くことができる。
3	前項の職は、裁判所事務官をもつて充てる。	前項の職は、裁判所事務官をもつて充てる。
4	局又は課に置かれた参事官は、上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌り、その事務官は、裁判所事務官又は裁判所技官をもつて充てる。	局又は課に置かれた参事官は、裁判所事務官をもつて充てる。
5	参事官は、裁判所事務官又は裁判所技官をもつて充てる。	参事官は、裁判所事務官をもつて充てる。
6	参事官は、裁判所事務官又は裁判所技官をもつて充てる。	参事官は、裁判所事務官をもつて充てる。
7	裁判所事務官は、上司の命を受けて、その局又は課の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画する及び立案に参画する。	裁判所事務官は、上司の命を受けて、その局又は課の事務のうち重要な事項の企画及び立案に参画する。

新	（同上）
2	デジタル審議官付は、上司の命を受けて、その局又は課の業務を掌り、その事務官は、裁判所事務官をもつて充てる。
3	局付及び課付は、裁判所事務官を以てこれに充て、上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌る。
4	局付及び課付は、裁判所事務官を以てこれに充て、上司の命を受けて、その局又は課の事務を掌る。
5	デジタル審議官付は、上司の命を受けて、デジタル審議官の職務を助ける。

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則の一部を改正する規則新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

不動産登記の嘱託に関する職員を指定する規則(昭和二十四年最高裁判所規則第十九号)

新	旧
不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。	不動産に関する最高裁判所の所管に属する権利について不動産登記令(平成十六年政令第三百七十九号)第七条第二項に規定する登記の嘱託をする職員として、次の者を指定する。
最高裁判所事務総局経理局長	最高裁判所事務総局経理局長
高等裁判所事務局長	高等裁判所事務局長
地方裁判所長	地方裁判所長

家庭裁判所長(水戸、甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、金沢、富山、岡山、鳥取、松江、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。)

家庭裁判所長(甲府、長野、奈良、大津、和歌山、津、岐阜、福井、富山、鳥取、松江、佐賀、大分、鹿児島、宮崎、山形、盛岡、秋田、青森、函館、旭川、釧路、徳島及び高知の家庭裁判所の家庭裁判所長を除く。)

理) 人事係長 予算係長 文書係 長 庁舎係長 宿舎係長 秘書人 事係員 労働係員 守衛長 大法廷首席書記官 小法廷首席書記官 官 松廷首席書記官 裁判所書記官 (最高裁判所が別に定めるものに限 る。)	(略)	(略)
高等裁判所 事務局長 知的財産高等裁判所事務 局長 事務局次長 総括企画官 課 長 文書企画官 企画官 首席技官 課長補佐 (管理) 人事係長 守 衛長 (最高裁判所の指定する高等裁 判所に置くものに限 る。)	(略)	(略)

長 秘書 人事係員 劳働係員 守 衛長 大法廷首席書記官 小法廷首席書記 官 松廷首席書記官 裁判所書記官 (最高裁判所が別に定めるものに限 る。)	(同上)	(同上)
高等裁判所 事務局長 知的財産高等裁判所事務 局長 事務局次長 総括企画官 課 長 文書企画官 企画官 首席技官 課長補佐 (管理) 人事係長 守 衛長 (最高裁判所の指定する高等裁 判所に置くものに限 る。)	(同上)	(同上)

6

5

別に定めるものに限る。) 松廷管 理官 松廷副管理官 裁判所調整官 裁判所企画官 速記管理官 (最高 裁判所の指定する地方裁判所に置く ものに限る。)	家庭裁判所 事務局長 事務局次長 課長 企画 官 課長補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (最高裁判所の指定する家庭 裁判所に置くものに限る。)	家庭裁判所 事務局長 事務局次長 課長 課長 補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (
最高裁判所 裁判所調査官 次席家庭 裁判所調査官 総括主任家庭裁判所 調査官 主任家庭裁判所調査官 (最 高裁判所が別に定めるものに限 る。) 松廷管理官 松廷副管理官 企画官 企画官 課長補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (最高裁判所の 指定する地方裁判所に置くものに限 る。)	最高裁判所 最高裁判所 裁判所調査官 次席家庭 裁判所調査官 総括主任家庭裁判所 調査官 主任家庭裁判所調査官 (最 高裁判所が別に定めるものに限 る。) 松廷管理官 松廷副管理官 企画官 企画官 課長補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (最高裁判所の 指定する地方裁判所に置くものに限 る。)	最高裁判所 最高裁判所 裁判所調査官 次席家庭 裁判所調査官 総括主任家庭裁判所 調査官 主任家庭裁判所調査官 (最 高裁判所が別に定めるものに限 る。) 松廷管理官 松廷副管理官 企画官 企画官 課長補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (最高裁判所の 指定する家庭裁判所に置くものに限 る。)

6

5

別に定めるものに限る。) 松廷管 理官 松廷副管理官 裁判所調整官 速記管理官 (最高裁判所の指定す る地方裁判所に置くものに限る。)	家庭裁判所 事務局長 事務局次長 課長 課長 補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (家庭裁判所 事務局長 事務局次長 課長 課長 補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (
最高裁判所 裁判所調査官 次席家庭 裁判所調査官 総括主任家庭裁判所 調査官 主任家庭裁判所調査官 (最 高裁判所が別に定めるものに限 る。) 松廷管理官 松廷副管理官 企画官 企画官 課長補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (最高裁判所の 指定する地方裁判所に置くものに限 る。)	最高裁判所 最高裁判所 裁判所調査官 次席家庭 裁判所調査官 総括主任家庭裁判所 調査官 主任家庭裁判所調査官 (最 高裁判所が別に定めるものに限 る。) 松廷管理官 松廷副管理官 企画官 企画官 課長補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (最高裁判所の 指定する家庭裁判所に置くものに限 る。)	最高裁判所 最高裁判所 裁判所調査官 次席家庭 裁判所調査官 総括主任家庭裁判所 調査官 主任家庭裁判所調査官 (最 高裁判所が別に定めるものに限 る。) 松廷管理官 松廷副管理官 企画官 企画官 課長補佐 (管理) 人事係長 守衛長 (最高裁判所の 指定する家庭裁判所に置くものに限 る。)

6

7

(課、室等を構成する最小単位の組織で職員二名以上をもつて構成し、恒常的な所掌事務をもつものをいう。以下同じ。)の長又はこれに準ずる職員を監督する地位にある課長補佐等(番長官を含む。)をいう。

する最小単位の組織で職員二名以上をもつて構成し、恒常的な所な事務をもつものをいう。以下同じ。)の長又はこれに準ずる職員を監督する地位にある課長補佐等(審査官を含む。)をいう。

最高裁判所事務総長（以下「事務総長」という。）、最高裁判所事務総局規則第三条第一項に規定する事務次長（以下「事務次長」という。）、同規則第三条の二第一項に規定する審議官（以下「審議官」という。）同規則第三条の二第一項に規定するデジタル審議官（以下「デジタル審議官」という。）及び同規則第三条の三第一項に規定する家庭審議官（以下「家庭審議官」という。）

(部長又は課長の職に準ずる職)
第十二条 法第一百六条の四第二項の国家行政組織法
第二十一条第一項に規定する部長又は課長の職に

(部長又は課長の意に準ずる職)

<p>（在職していた局等組織に属する役職員に類する者）</p>	<p>（在職していた局等組織に属する役職員に類する者）</p>
<p>新</p>	<p>旧</p>

準する職であつて最高裁判所規則で定めるものは、最高裁判所事務総局規則第四条の二第一項の職、同規則第五条第一項に規定する局の課長及び室長、同規則第六条第一項の職並びに同規則第六条の二第一項及び第二項に規定する参考官とする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者)

準する職であつて最高裁判所規則で定めるものは、最高裁判所事務総局規則第五条第一項に規定する局の課長及び室長、同規則第六条第一項の職並びに同規則第六条の二第一項に規定する参考官とする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた局等組織に属する役職員に類する者)

十一 法第百六条の第四項の離職前五年間に在職していた周等組織に属する役職員に類する者として最高裁判所規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとす
る。

一 再就職者が離職前五年間に職員であった場合

第十一條 法第百六条の四第一項の前段前五年間に在職していた局等組織に属する役職員に類する者として最高裁判所規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合における当該各号に定めるものとする。

一 再就職者が離職前五年間に職員であった場合

再就職者が離職した日の五年前の日より前に

一 再就職者が離職した日の五年前の日より前に
部課長等の職に就いていた場合 事務総長・事

第四条 關係人裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員の標準的な官職を定める規則（平成二十一年最高裁判所規則第六号）

務次長、審議官、デジタル審議官及び家庭審議

(長官、事務次官、事務局長又は局長の職に準ず

(長官、事務次官、事務局長又は局長の職に當ずる職員)

販売の重負	別表
販売の重負	別表
販売の重負	別表

第十四条 法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて最高裁判所規則で定めるものは、事務統長、事務次長、審議官、デジタル審議官、家庭審議官並

びに最高裁判所事務総局規則第四条第一項に規定する局長及び課長とする。

務總局規則第四条第一項に規定する局長及び課長とする。

第十四条 法第百六条の四第三項の国家行政組織法第六条に規定する長官、同法第十八条第一項に規定する事務次官又は同法第二十一条第一項に規定する事務局長若しくは局長の職に準ずる職であつて最高裁判所規則で定めるものは、事務総長、事務次長、審議官、東京審議官並びに最高裁判所事務官

官	官及び速記官	官及び速記官	官及び速記官
項並びに	項並びに	項並びに	項並びに
第六十条 の二第二	第六十条 の二第二	第六十条 の二第二	第六十条 の二第二
項に規定 する事務	項に規定 する事務	項に規定 する事務	項に規定 する事務
をつかさ どる官職	をつかさ どる官職	をつかさ どる官職	をつかさ どる官職
の職務	の職務	の職務	の職務
(略)	(略)	(略)	(略)
三一六 (略)	三一六 (略)	三一六 (略)	三一六 (略)
五 (略)	五 (略)	五 (略)	五 (略)
附	附	附	附
西宮及び速記 管理官の属す る職務上の段階	西宮及び速記 管理官の属す る職務上の段階	西宮及び速記 管理官の属す る職務上の段階	西宮及び速記 管理官の属す る職務上の段階
及 び 第 三 項	及 び 第 三 項	及 び 第 三 項	及 び 第 三 項

事件記録等の特別保存に関する規則の一部を改正する規則新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

二十九	(略)	三十	(略)	三十一	(略)
三十二	(略)	三十三	(略)	三十四	(略)
三十五	(略)	三十六	(略)	三十七	(略)
三十八	(略)	三十九	(略)	四十	(略)
二十七	(略)	二十八	(略)	二十九	(略)

二十七	(同上)	二十八	(同上)	二十九	(同上)
二十九	(同上)	三十	(同上)	三十一	(同上)
三十一	(同上)	三十二	(同上)	三十三	(同上)
三十三	(同上)	三十四	(同上)	三十五	(同上)
三十五	(同上)	三十六	(同上)	三十七	(同上)

二十七	(略)	二十八	特定和解の執行決定事件	二十九	(略)
三十	(略)	三十一	(略)	三十二	(略)
三十三	(略)	三十四	(略)	三十五	(略)
三十五	(略)	三十六	(略)	三十七	(略)
三十七	(略)	三十八	(略)	三十九	(略)

二十七	(同上)	二十八	(新設)	二十九	(同上)
三十	(同上)	三十一	(同上)	三十二	(同上)
三十三	(同上)	三十四	(同上)	三十五	(同上)
三十五	(同上)	三十六	(同上)	三十七	(同上)
三十七	(同上)	三十八	(同上)	三十九	(同上)

新

旧

裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

裁判所職員総合研修所規程(平成十六年最高裁判所規程第二号)

(傍線の部分は改正部分)

裁判所職員総合研修所規程の一部を改正する規程新旧対照条文

裁判所職員総合研修所規程(平成十六年最高裁判所規程第二号)

第三条 裁判所職員総合研修所長は、研修の結果を最高裁判所長官に報告しなければならない。

第三条 裁判所職員総合研修所長は、研修を終えた者の氏名及び研修の結果を最高裁判所長官に報告しなければならない。

最高裁判所事務総局分課規程及び最高裁判所事務総局等職制規程の一部を改正する規程新旧対照条文

（例題の部分に改正部分）

新	第一条 最高裁判所事務総局に次の局及び課並びに サイバーセキュリティ管理官及びデジタル基盤管 理官を置く。
旧	第一条 最高裁判所事務総局に次の局及び課を置く 。 情報政策課 総務局 人事局 広報課 秘書課 広報課 秘書課 広報課 秘書課 広報課 秘書課 人事局 総務局 人事局 広報課 秘書課 広報課 秘書課

第十七条 経理局に総務課、主計課、營繕課、用度課、支度課、予算課又は別途設置する。

第十八条 経理局総務課においては、次の事務をつ

かさどる。

二 経理局の他の課及び厚生管理官の所掌に属し

ない事項

卷之三

さどる。

一〇四 (同上)

1000

卷之三

八
卷之二

（所設）

は職員管理官がつかさどることとされている事務

には、当該事務に関するデジタル化の推進並びに情報システムの整備及び管理に関する事務を含むものとする。

第四十一条 各局長において必要と認めたときは、

その局の一の課若しくは室又は職員管理官に属する事務を適宜他の課若しくは室又は職員管理官において処理させることができる。

第四十一条 各局長において必要と認めたときは、

その局の一の課若しくは室、職員管理官又は厚生管理官に属する事務を適宜他の課若しくは室、職員管理官又は厚生管理官において処理させることができることができる。

- 5| デジタル審議官付審査官は、上司の命を受けて
デジタル審議官の職務のうち特定事項の調査、企画及び立案に参画する。
(新設)

- 6| (課長補佐等)

- 7| (課長補佐等)

- 第三条 事務総局の課並びに局の課、室及び職員管理官(以下「事務総局の課等」という。)並びに司法研修所及び裁判所職員総合研修所(以下「司法研修所等」という。)の事務局の課並びに最高裁判所図書館(以下「図書館」という。)の課に課長補佐、室長補佐又は職員管理官補佐を置くことができる。

- 2 課長補佐、室長補佐及び職員管理官補佐は、裁判所事務官又は裁判所技官の中から、命ずる。

- 3 課長補佐、室長補佐及び職員管理官補佐は、課長、室長又は職員管理官を補佐し、その命を受け、事務総局の課等、司法研修所等の事務局の課又は図書館の課の事務をつかさどる。

- 4| デジタル審議官付審査官(以下「デジタル審議官」という。)を置くことができる。

- 5| デジタル審議官付審査官は、上司の命を受けて、局又は課の事務のうち特定事項の調査、企画及び立案に参画する。

- 6| (その他の職)

- 7| (その他の職)

- 8| (その他の職)

- 9| (その他の職)

- 10| (その他の職)

- 11| (その他の職)

- 12| (その他の職)

- 13| (その他の職)

- 14| (その他の職)

- 15| (その他の職)

- 16| (その他の職)

- 17| (その他の職)

- 18| (その他の職)

- 19| (その他の職)

- 20| (その他の職)

- 21| (その他の職)

- 22| (その他の職)

- 23| (その他の職)

- 24| (その他の職)

- 25| (その他の職)

- 26| (その他の職)

- 27| (その他の職)

- 28| (その他の職)

- 29| (その他の職)

- 30| (その他の職)

- 31| (その他の職)

- 32| (その他の職)

- 33| (その他の職)

- 34| (その他の職)

- 35| (その他の職)

- 36| (その他の職)

- 37| (その他の職)

- 38| (その他の職)

- 39| (その他の職)

- 40| (その他の職)

- 41| (その他の職)

- 42| (その他の職)

- 43| (その他の職)

- 44| (その他の職)

- 45| (その他の職)

- 46| (その他の職)

- 47| (その他の職)

- 48| (その他の職)

- 49| (その他の職)

- 50| (その他の職)

- 51| (その他の職)

- 52| (その他の職)

- 53| (その他の職)

- 54| (その他の職)

- 55| (その他の職)

- 56| (その他の職)

- 57| (その他の職)

- 58| (その他の職)

- 59| (その他の職)

- 60| (その他の職)

- 61| (その他の職)

- 62| (その他の職)

- 63| (その他の職)

- 64| (その他の職)

- 65| (その他の職)

- 66| (その他の職)

- 67| (その他の職)

- 68| (その他の職)

- 69| (その他の職)

- 70| (その他の職)

- 71| (その他の職)

- 72| (その他の職)

- 73| (その他の職)

- 74| (その他の職)

- 75| (その他の職)

- 76| (その他の職)

- 77| (その他の職)

- 78| (その他の職)

- 79| (その他の職)

- 80| (その他の職)

- 81| (その他の職)

- 82| (その他の職)

- 83| (その他の職)

- 84| (その他の職)

- 85| (その他の職)

- 86| (その他の職)

- 87| (その他の職)

- 88| (その他の職)

- 89| (その他の職)

- 90| (その他の職)

- 91| (その他の職)

- 92| (その他の職)

- 93| (その他の職)

- 94| (その他の職)

- 95| (その他の職)

- 96| (その他の職)

- 97| (その他の職)

- 98| (その他の職)

- 99| (その他の職)

- 100| (その他の職)

- 101| (その他の職)

- 102| (その他の職)

- 103| (その他の職)

- 104| (その他の職)

- 105| (その他の職)

- 106| (その他の職)

- 107| (その他の職)

- 108| (その他の職)

- 109| (その他の職)

- 110| (その他の職)

- 111| (その他の職)

- 112| (その他の職)

- 113| (その他の職)

- 114| (その他の職)

- 115| (その他の職)

- 116| (その他の職)

- 117| (その他の職)

- 118| (その他の職)

- 119| (その他の職)

- 120| (その他の職)

- 121| (その他の職)

- 122| (その他の職)

- 123| (その他の職)

- 124| (その他の職)

- 125| (その他の職)

- 126| (その他の職)

- 127| (その他の職)

- 128| (その他の職)

- 129| (その他の職)

- 130| (その他の職)

- 131| (その他の職)

- 132| (その他の職)

- 133| (その他の職)

- 134| (その他の職)

- 135| (その他の職)

- 136| (その他の職)

- 137| (その他の職)

- 138| (その他の職)

- 139| (その他の職)

- 140| (その他の職)

- 141| (その他の職)

- 142| (その他の職)

- 143| (その他の職)

- 144| (その他の職)

- 145| (その他の職)

- 146| (その他の職)

- 147| (その他の職)

- 148| (その他の職)

- 149| (その他の職)

- 150| (その他の職)

- 151| (その他の職)

- 152| (その他の職)

- 153| (その他の職)

- 154| (その他の職)

- 155| (その他の職)

- 156| (その他の職)

- 157| (その他の職)

- 158| (その他の職)

- 159| (その他の職)

- 160| (その他の職)

- 161| (その他の職)

- 162| (その他の職)

- 163| (その他の職)

- 164| (その他の職)

- 165| (その他の職)

- 166| (その他の職)

- 167| (その他の職)

- 168| (その他の職)

- 169| (その他の職)

- 170| (その他の職)

- 171| (その他の職)

- 172| (その他の職)

- 173| (その他の職)

- 174| (その他の職)

- 175| (その他の職)

- 176| (その他の職)

- 177| (その他の職)

- 178| (その他の職)

- 179| (その他の職)

- 180| (その他の職)

- 181| (その他の職)

- 182| (その他の職)

- 183| (その他の職)

- 184| (その他の職)

- 185| (その他の職)

- 186| (その他の職)

- 187| (その他の職)

- 188| (その他の職)

- 189| (その他の職)

- 190| (その他の職)

- 191| (その他の職)

- 192| (その他の職)

- 193| (その他の職)

- 194| (その他の職)

- 195| (その他の職)

- 196| (その他の職)

- 197| (その他の職)

- 198| (その他の職)

- 199| (その他の職)

- 200| (その他の職)

- 201| (その他の職)

- 202| (その他の職)

- 203| (その他の職)

- 204| (その他の職)

- 205| (その他の職)

- 206| (その他の職)

- 207| (その他の職)

- 208| (その他の職)

- 209| (その他の職)

- 210| (その他の職)

- 211| (その他の職)

- 212| (その他の職)

- 213| (その他の職)

- 214| (その他の職)

- 215| (その他の職)

- 216| (その他の職)

- 217| (その他の職)

- 218| (その他の職)

- 219| (その他の職)

- 220| (その他の職)

- 221| (その他の職)

- 222| (その他の職)

- 223| (その他の職)

- 224| (その他の職)

- 225| (その他の職)

- 226| (その他の職)

- 227| (その他の職)

- 228| (その他の職)

- 229| (その他の職)

- 230| (その他の職)

- 231| (その他の職)

- 232| (その他の職)

- 233| (その他の職)

- 234| (その他の職)

- 235| (その他の職)

- 236| (その他の職)

- 237| (その他の職)

- 238| (その他の職)

- 239| (その他の職)

- 240| (その他の職)

- 241| (その他の職)

- 242| (その他の職)

- 243| (その他の職)

- 244| (その他の職)

- 245| (その他の職)